

香川高等専門学校学業成績の評価・評定 並びに進級及び卒業の認定に関する規程

平成21年10月1日制定

第1章 総則

第1条 この規程は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目の履修、単位の修得、試験、学業成績の評価・評定、進級及び卒業の認定について定める。

第2章 履修及び修得

第2条 学則別表1，別表2，別表3及び別表4に定める必修科目は全て修得するものとする。

2 履修とは、各科目で実施される授業時間数の3分の2以上に出席することをいう。

3 修得とは、第7条第2項，第7条第3項及び第11条に定める「合格」並びに第10条に定める評定区分「優」，「良」，「可」をいう。

第3条 選択科目については、期日までに履修願を提出するものとする。また年度の途中において履修を取りやめる場合は、期日までに履修辞退届を提出しなければならない。

第4条 特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間、計90単位時間履修するものとする。

第3章 試験

第5条 定期試験は、各学期末に行うものとする。

2 担当教員が必要と認めた科目については、中間試験を行うものとする。

3 平常の成績で評価し得る授業科目並びに実験、実習等については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

第6条 次の各号に掲げる事由により、定期試験又は中間試験を受けることができなかった者については、事由を証明する書類を添えて願い出た場合、追試験を行うものとする。なお、故意に願い出を怠り、追試験を受けなかった者については、試験を忌避した者とみなすものとする。

- 一 病気（医師の診断書を要する。）
- 二 忌引（学生準則第15条による。）
- 三 その他やむをえないと認められる事由

第4章 評価・評定及び修得

第7条 学則第13条に規定する授業科目の成績評価は、第2項に掲げる科目を除き、シラバスに表記する評価方法により、100点法で行う。

2 キャリア概論，教育支援活動，研究基礎Ⅰ，研究基礎Ⅱ及び研究基礎Ⅲの成績は、「合格」又は「不合格」で評定する。

3 学則第13条に規定する特別活動の履修成果は、「合格」又は「不合格」で評定する。

4 病気・けが等により医師から体育等の実技を禁止された場合には、レポート提出等で成績評価を行うことができる。

第8条 学生の成績順位は、第7条第1項において100点法で成績評価を行うとされる授業科目の評価に単位数を乗じて得た総得点を、同授業科目の総単位数で除した点数の高得点の順とする。ただし、海外英語演習，校外実習は成績順位算定の対象としない。

また、第2条第2項の履修の要件を満たさない科目の評価は0点とする。

第9条 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。

第10条 学年総合成績の評価(100点法)と評定及び単位の修得の関連は次のとおりとする。

成績評価	評定区分	単位の修得
80 点以上	優	修得
70～79 点	良	修得
60～69 点	可	修得
0～59 点	不可	—

第 11 条 本校以外の教育施設等における学修に関する規程第 1 条の学修（以下「特別学修」という。）について同規程第 5 条により認定された単位は、本校における当該年度の授業科目を修得したものとみなす。

2 単位認定された特別学修別表に定める科目のうち 100 点法で提出されるものについてはその点数に応じた第 10 条における授業科目の評定区分とし、100 点法で提出されないものについては当該教育施設等における評価によるものとする。

第 11 条の 2 他の高等専門学校との連携・交流事業に伴う「特別講義」は、教育上有益と認め、学則第 14 条を適用する。評価・評定については特別学修と同じ取り扱いとする。

第 12 条 試験中に不正行為をした者は、その時以降の当該試験期間中の受験を停止し、当該試験期間中に実施した全科目の試験の成績を 0 点とする。

第 5 章 進級・卒業及び再履修

第 13 条 進級及び卒業の認定は、それぞれ進級認定会議及び卒業認定会議を経て、校長がこれを行う。

第 14 条 校長は、次の各号に掲げる条件を全て満たした者について、各学年の課程を修了したものととして、進級又は卒業を認めるものとする。

- 一 各学年の必修科目を履修していること。
- 二 学年毎に各学科が指定する科目の単位を修得していること。
- 三 各学年において、下表に示す単位数以上を修得していること。

表 累計単位数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
一般累計単位数					7 5
専門累計単位数					8 2
累計単位数総数	2 4	5 2	8 8	1 2 8	1 6 7

四 第 1 学年又は第 2 学年については、特別活動の履修成果が合格であり、成績評価に 30 点未満の科目がないこと。

五 第 3 学年については、第 1 学年及び第 2 学年の必修科目を全て修得し、特別活動の履修成果が合格であること。

六 第 4 学年については、第 3 学年の必修科目を全て修得していること。

七 第 5 学年については、各学年の必修科目を全て修得していること。

2 各学年において原級となった者が、その学年限りで退学する場合、次の各号に掲げる条件を満たした者については、課程の修了を認める。

- 一 第 1 学年については、24 単位以上を修得している者
- 二 第 2 学年については、累計 49 単位以上を修得している者
- 三 第 3 学年については、累計 74 単位以上を修得している者
- 四 第 4 学年については、累計 107 単位以上を修得している者

第 15 条 第 13 条の認定の結果、留年した場合は当該学年に係る必修科目は再履修しなければならない。

2 選択科目は再認定することができる。なお、再認定することができる科目を再履修した者の当該科目の学年成績については、過年度の成績と再履修の場合の成績を比較して、より上位の成績を以って評価することができるものとする。

第16条 進級前の学年において履修し「不可」とされた科目について、次の時期に単位追認試験を行うことができる。ただし、創造基礎工学系の選択科目については、単位追認試験の対象としない。

一 1年次開講科目については、第2学年及び第3学年

二 2年次から4年次開講科目については、当該科目履修学年の直近上位の学年

2 前項に定める単位追認試験により、単位の修得を認められた科目の成績の評定は、「可」とし、成績順位に加味しない。

3 単位追認試験の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

第17条 留学生、編入学生及び転入学生については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 本校に入学した学年より前の学年の単位数は、本校の定められた教育課程の全単位数を修得したものとみなす。

二 留学生の「日本語」及び「日本事情」の単位は、全て一般科目の単位とする。

附 則

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日に高松工業高等専門学校（以下「旧高松高専」という。）又は詫間電波工業高等専門学校（以下「旧詫間電波高専」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者については、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）の附則第10条の規定により、旧高松高専又は旧詫間電波高専を卒業するため及び旧高松高専の専攻科又は旧詫間電波高専の専攻科の課程を修了するために必要とされる教育課程の履修、その他教育上必要な事項は、旧高松高専又は旧詫間電波高専の学則及びその他の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成22年10月21日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月21日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学者にあつては、第14条の規定にかかわらず、従前の例による。

3 平成30年度以前の入学者にあつては、第16条第1項の規定にかかわらず、創造基礎工学系の選択科目を単位追認試験の対象とする。

(参考) 平成30年度以前入学者の進級及び卒業基準

第14条 校長は、次の各号に掲げる条件を満たした者について、各学年の課程を修了したのものとして、進級又は卒業を認めるものとする。

- 一 学則別表に定める各学科の教育課程において、各学年の必修科目を履修していること。
- 二 第2学年、又は第3学年への進級基準は、各科で指定する科目の単位を修得し、特別活動の履修成果が合格であり、かつ、第1学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 三 第4学年への進級基準は、第1学年、第2学年までの必修科目、各科で指定する科目の単位を全て修得し、特別活動の履修成果が合格であり、かつ、第1学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 四 第5学年への進級基準は、第3学年の必修科目と各科で指定する科目の単位を全て修得し、かつ、第1学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。
- 五 卒業基準は、各学年の必修科目を全て修得し、かつ第1学年からの累計修得単位数が、下表に示す単位数以上であること。

表1 累計単位数

学 年	1年	2年	3年	4年	5年
一般累計単位数			65	74	75
専門累計単位数	3	8	23	50【48】	82
累計単位数総数	27	61	95	131【129】	167

【 】内の数値は機械電子工学科学生に適用する。

- 2 各学年において原級となった者が、その学年限りで退学する場合、次の各号に掲げる条件を満たした者については、課程の修了を認める。
 - 一 第1学年については、22単位以上を修得している者
 - 二 第2学年については、累計54単位以上を修得している者
 - 三 第3学年については、累計80単位以上を修得している者
 - 四 第4学年については、累計120単位以上を修得している者

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。